

本誌よべ

発行と編集

京都府田辺町
京都府綴喜郡田辺町大字田辺小字辻40
〒610-03 電話 (代表)07746(3)1122

〈月刊〉

昭和27年5月1日創刊

参院補選

大切なあなたの一票

参議院京都府選出議員補欠選挙は四月

二十三日が投票日です。当日、町内十七

カ所の投票所で午前七時から一斉に始ま

り、午後六時で締め切られます。今回の

町有権者数(告示日現在)は二万九千九

百五十人。うち男一万五百九十人、女一

千三百二十五人です。四月九日行われた

京都府知事選挙時より二十九人(男十五

人、女十四人)増えて

います。ちなみに知事

選の町投票率は七四・

八二%でした。

朝7時から夕6時まで



4月9日に行われた京都府知事選挙の投票風景(第9投票所で)

23日は忘れず投票を

参議院京都府選出議員補欠選挙は4月23日が投票です

あなたの投票所は

投票区名	投票所名	区	域
第1投票区	田辺労働センター	田辺、一休ヶ丘、新田辺西住宅、洛南寮、郵政省百舎	
第2投票区	新公民館	新、ニチタイ寮、日光苑	
第3投票区	興戸公民館	興戸、新興戸	
第4投票区	松井公民館	松井、交野ヶ原	
第5投票区	西八公民館	西八、東林	
第6投票区	三野公民館	阿村、三野、健康村、健康ヶ丘	
第7投票区	草内公民館	草内、大成センイ寮	
第8投票区	飯岡公民館	飯岡	
第9投票区	三山木小学校	高木、二又、山本、出垣内、山崎、江津、宮ノ口	
第10投票区	三山木福祉会館	南山東、南山西、同志社住宅	
第11投票区	普賢寺青年婦人研修所	多々羅、普賢寺、水取	
第12投票区	打田公民館	打田、高船	
第13投票区	天王公民館	天王	
第14投票区	河原公民館	河原、新田辺東住宅	
第15投票区	府営住宅第2集会所	府営田辺団地	
第16投票区	松井ヶ丘公民館	松井ヶ丘、中心山荘、大住ヶ丘	
第17投票区	東公民館	東、小林住宅寮、足立・室町・佐伯住宅	

入場券発行 一世帯ごと封筒で配布

投票日前までに 区・自治会長さん通じて

町選挙管理委員会では選挙人名簿に登録されている人に入場券を発行しています。田辺町の区域外に住所を移された人(転出)には発行していません。入場券には住所、氏名、性別、生年月日、投票所名、投票時間などが記入されていますので、お確かめください。

入場券の記載内容がまちがっている場合には町選挙管理委員会または投票所まで投票所で申し出て下さい。

よく確かめてください

選挙人名簿に登録される人は、昭和五十三年四月二十四日以前に生まれた人。昭和五十二年十二月三十一日(転入届出の日)以前から町内に住所を有する人。昭和五十二年三月十日以前に田辺町内の移動の届出をされた人(転居の届出は、移動後の新住所のある投票所)。

昭和五十三年三月十一日以後に転居の届出をされた人は、旧住所のあった投票所で投票することになります。入場券もこれによって送付します。

同選挙の選挙人名簿登録日は三月三十一日です。このため昨年十二月三十一日以後に転居された有権者の人は、前住所の市区町村の投票所で投票することになります。

入場券発行 一世帯ごと封筒で配布



4月9日に行われた京都府知事選の開票風景(田辺中央公民館で)

不在者投票は22日午後5時まで

郵便でもOK 用紙請求は19日まで

不在投票の期間は告示(区町村)による。不在者投票の日から、投票日の前日午後五時(投票日の当日に投票まで)出張、旅行、病欠、ケガなど所へ行かず投票できない理由の宣言のために投票所へ行く(誓書)選挙管理委員会にありまな有権者の人が、投票日前(四)を記入し、選挙日の前日(三)に投票できる制度で、事前に自分が登録されている市区不在者投票は有権者が次のように、町内の選挙管理委員会へ行ってください。

不在者投票の期間は告示(区町村)による。不在者投票の日から、投票日の前日午後五時(投票日の当日に投票まで)出張、旅行、病欠、ケガなど所へ行かず投票できない理由の宣言のために投票所へ行く(誓書)選挙管理委員会にありまな有権者の人が、投票日前(四)を記入し、選挙日の前日(三)に投票できる制度で、事前に自分が登録されている市区不在者投票は有権者が次のように、町内の選挙管理委員会へ行ってください。

不在者投票の期間は告示(区町村)による。不在者投票の日から、投票日の前日午後五時(投票日の当日に投票まで)出張、旅行、病欠、ケガなど所へ行かず投票できない理由の宣言のために投票所へ行く(誓書)選挙管理委員会にありまな有権者の人が、投票日前(四)を記入し、選挙日の前日(三)に投票できる制度で、事前に自分が登録されている市区不在者投票は有権者が次のように、町内の選挙管理委員会へ行ってください。

棄権のないように

上村敏行町選挙管理委員長の談

きたる四月二十三日は参議院京都府選出議員の補欠選挙が行われます。この選挙は、町民の責任と義務の重なる重要な選挙です。町民の良識の府として、重要な役割を担っています。

今回の選挙は、町民の責任と義務の重なる重要な選挙です。町民の良識の府として、重要な役割を担っています。

今回の選挙は、町民の責任と義務の重なる重要な選挙です。町民の良識の府として、重要な役割を担っています。

今回の選挙は、町民の責任と義務の重なる重要な選挙です。町民の良識の府として、重要な役割を担っています。